

## 理念と方針

依頼者に**強い安心感**を  
与えることを目的としています。

- ①高い**専門性**により、最適な解決へと導きます。
- ②ニーズに**迅速**に対応します。
- ③依頼者の**信頼**に誠実に応えます。

依頼者から**十分な理解と納得**を  
得ることを重視しています。

- ①依頼者の最も利益となり、また安心感を与えるための方策を様々な観点から検討し、**複数の対応策**と、その中から**推奨すべき方策**を説明いたします。
- ②事件の**処理方針**を明確に説明します。
- ③事件の解決までに至る時間や、予想される結果について、十分にご理解が得られるように**説明責任**を果たします。
- ④事件処理にかかる**費用や報酬**についても、報酬基準を公開するとともに、個別の事件については見積書又は契約書を作成することで**基準を明確**にして説明責任を果たします。
- ⑤上記の説明を果たし、**ご納得、ご同意**を得た上で事件処理に着手いたします。



### 〈交通アクセス〉

- 地下鉄御堂筋線 淀屋橋駅①番出口より 徒歩7分
- JR東西線 北新地駅①番出口より 徒歩7分
- 京阪中之島線 大江橋駅⑤番出口より 徒歩5分

アメリカ合衆国総領事館を目印に、総領事館の南側の曲がり角を東に曲がると、正面に「ふくふく」と書いたふぐ料理店の看板が見えます。その店の前を右に曲がっていただき、すぐに左に曲がってまっすぐ5軒目のビルです。

## 中村和洋法律事務所

NAKAMURA KAZUHIRO LAW OFFICE

〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目9番3号  
西天満大治ロイヤールビル5階A号室  
TEL 06-6361-7601 FAX 06-6361-7611  
E-mail kazu@k-nakamura-law.jp

<http://www.k-nakamura-law.jp>



## 中村和洋 法律事務所

NAKAMURA KAZUHIRO LAW OFFICE



# 依頼者に安心を…

私は、刑事事件・税金事件・  
反社会的勢力対応に強い弁護士です。

私、弁護士 中村和洋は、平成9年から平成19年まで、大阪地方検察庁を中心に**検事**として主に**刑事事件**を取り扱ってきました。

また、そのうち3年間は、**訟務検事**として国を当事者とする**行政事件・民事事件**も担当しました。

平成19年に弁護士登録をし、関西を起点に活動していますが、これまでの**10年間の検事経験**を活かして、**専門性のある弁護士**として、依頼者のニーズに対応し、社会に貢献することを理想としています。

従来の専門分野にとどまらず、他の法律事務所・司法書士事務所・税理士事務所などと提携・協力することにより、**幅広い分野**にも対応しております。

## 経 歴

- 平成 6年 関西大学法学部卒  
司法試験合格（49期）
- 9年 検事任官（東京地検、大阪地検）
- 14年 大阪法務局 訟務部付
- 17年 大阪地検・司法制度改革プロジェクトチーム
- 19年 検事退官（大阪地検堺支部）  
弁護士登録（大阪弁護士会）  
民事介入暴力及び弁護士業務妨害対策委員会委員  
租税訴訟学会会員

## 取扱業務

### 第 1 刑事事件

- ①捜査弁護
- ②公判弁護
- ③少年事件

### 第 2 行政訴訟

- ①法人税、所得税、相続税
- ②地方税など
- ③その他 行政事件

### 第 3 民事事件

- ①民事介入暴力
- ②不動産関係
- ③損害賠償請求
- ④不当な契約
- ⑤債権回収
- ⑥債務整理、破産
- ⑦雇用問題

夫婦・親族・相続関係

- ①夫婦関係
- ②相続
- ③成年後見

### 第 4 企業法務関係

商取引

- ①国内取引  
商品売買契約など
- ②海外取引

会社

- ①会社運営
- ②M&A
- ③コンプライアンス
- ④金融、経済
- ⑤労働法
- ⑥会社倒産
- ⑦知的財産法
- ⑧インターネット関係

### 第 5 顧問契約

企業・個人との顧問契約  
月額5万円～  
〈消費税別〉

まずはお電話ください

 **06-6361-7601**

平日 9:00~18:00

## 相談日のご予約

「パンフレットをみて初めての相談です。」  
とおっしゃってください。電話で弁護士がご相談内容の概要をお聞きし、相談日の調整をいたします。

## 相談日当日

ご相談内容に関する書類は、すべてお持ちください。書類がたくさんある場合には、その旨弁護士におっしゃってくだされば、必要なものをお伝えします。

**依頼されるかどうかは、ご相談の後にお決めいただくかまいません。**何かトラブルに巻き込まれたり、あるいは巻き込まれそうなどときには、ご遠慮なくお電話ください。どのようなことでも、早めの相談が大切です。

## 相談料

ご相談のみで終了した場合は、相談料をお支払いいただきます（個人の方の場合、原則として**30分につき5,000円**〈消費税別〉）。

## 費用について

依頼される場合は、最初に着手金をお支払いいただきます。また、必要な実費について予め預かりすることがあります。事件が解決した場合には、報酬をいただきます。これら費用の**具体的な金額は、ご依頼いただく前に、弁護士からご説明します。**